

10 関連要綱

○ 釧路市基本構想策定市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 釧路市まちづくり基本条例第23条第1項に規定する基本構想等（以下「基本構想等」という。）の策定に関し、協議及び助言を行うため、釧路市基本構想策定市民委員会（以下「市民委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市民委員会は、基本構想等の策定に関わる協議及び助言を行う。

(組織等)

第3条 市民委員会は、委員20名以内により組織する。

2 委員は、学識経験者、各種企業・団体推薦者、公募市民等の中から市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 市民委員会に委員長、副委員長を各1名置く。

2 委員長及び副委員長は、互選による。

3 委員長は、市民委員会を代表し会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は、欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順序により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民委員会は、必要に応じ委員長が委員を招集し開催する。

2 市民委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 市民委員会の庶務は、総合政策部都市経営課基本構想担当が処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月27日から施行する。

○ 釧路市基本構想会議設置要綱

(設置)

第1条 釧路市まちづくり基本条例第23条第1項に規定する基本構想等（以下「基本構想等」という。）の策定に関する重要事項を審議し、全庁的にその推進を図るため、釧路市基本構想会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想等の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 会議は、釧路市庁議等規程（平成17年釧路市訓令第6号）第2条第1項に規定する者をもって組織する。

- 2 前項に規定する者のほか、会議に市長が必要と認めた関係者を参画させることができる。

(会議の総括等)

第4条 市長は、会議を総括し、本会議を主宰する。

- 2 副市長は、市長を補佐し、市長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ市長が指定する順序により、その職務を代理する。

(幹事会)

第5条 会議に第2条に掲げる所掌事項に係る調査研究及び総合的な調整を図るために基本構想策定幹事会（以下「幹事会」という。）を置くことができる。

- 2 幹事会は、会議の指定事項及び会議に係る必要事項を協議する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長、幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は総合政策部長、副幹事長は都市経営課基本構想主幹をもって充てる。
- 5 幹事は、都市経営課基本構想主幹及び各部の長が指名する者をもって充てる。
- 6 前項に規定する者のほか、幹事会に幹事長が必要と認めた関係者を参画させることができる。

(作業部会)

第6条 会議に第2条に掲げる所掌事項に係る具体的な調整（以下「具体的調整」という。）を図るため、作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、各部の所属職員をもって構成し、具体的調整の実施に当たっての必要事項を調査・検討し、その推進を図る。

(意見聴取及び資料提出)

第7条 会議及び幹事会は、具体的調整を進めるに当たって必要があると認めるときは、部会から意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、総合政策部都市経営課基本構想担当が処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月27日から施行する。